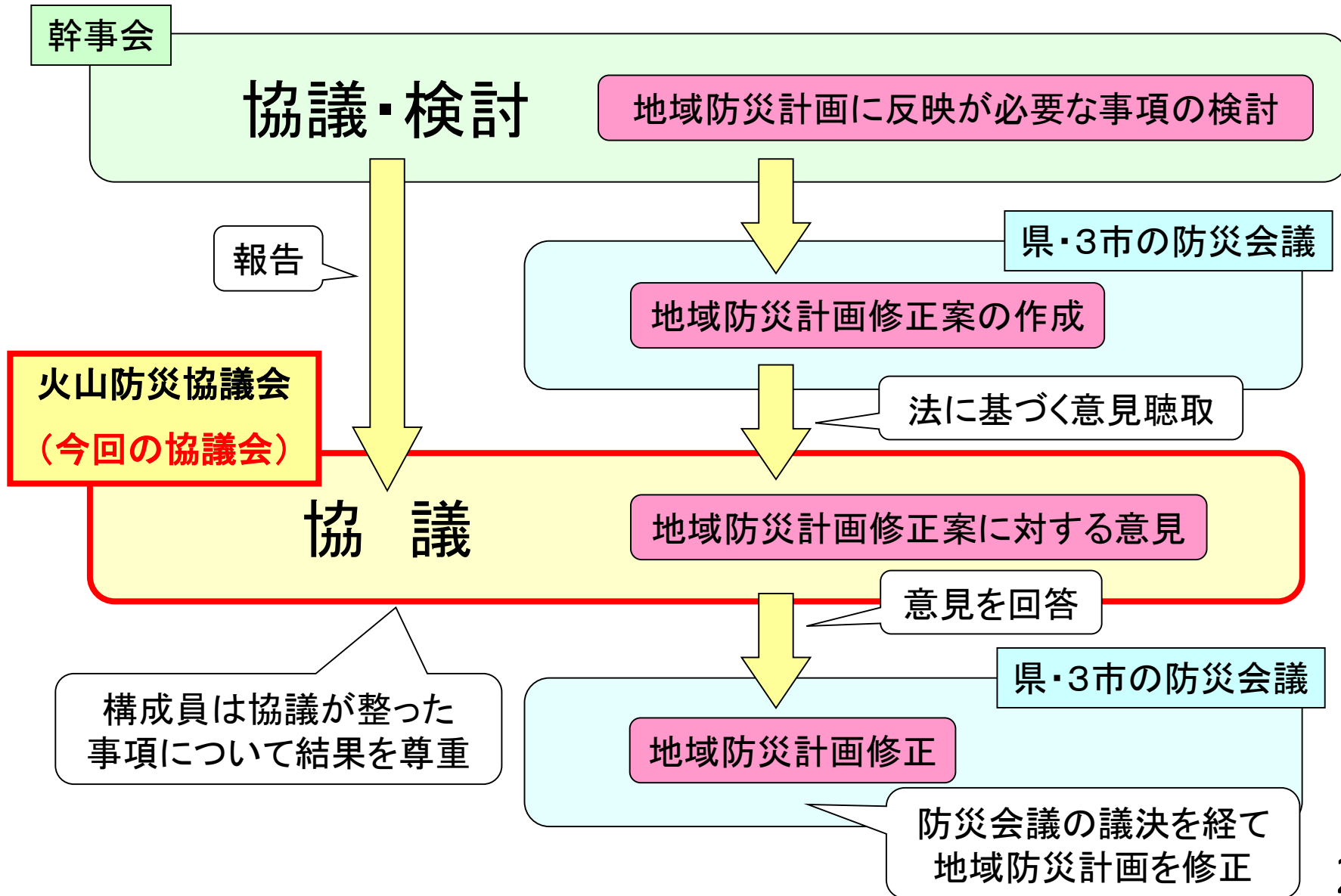


島原市地域防災計画修正案 (避難促進施設の追加指定)について

令和2年度雲仙岳火山防災協議会

手続きの流れ



手続きの流れ

- 今年度、幹事会を1回開催し、警戒避難体制の整備をはじめとした雲仙岳の防災対策について具体的に協議・検討した。
- 協議・検討した内容のうち、地域防災計画に反映が必要な事項については、活火山法第6条第3項に基づき、**島原市の防災会議から協議会あてに意見聴取**がなされている(資料6-2)。
- 地域防災計画修正案について、本協議会において議論し、**協議会としての意見を回答**する。
- 回答を受けた島原市の防災会議は議決を経て、**地域防災計画を修正**する。
- 協議会で協議が整った事項については、活火山法第4条第3項に基づき、構成員はその**結果を尊重**しなければならない。

地域防災計画修正案まとめ

〇県・市ごとの修正内容

区分	長崎県	島原市	雲仙市	南島原市
活火山法の条文	第5条	第6条		
〇情報の収集・伝達（ 第5条及び第6条） ・協議会の構成員にお ける情報伝達・共有	修正なし （記載済）	修正なし （記載済）	修正なし （記載済）	修正なし （記載済）
〇避難の基本的な方 針（第5条）	修正なし （記載済）	修正なし （記載済）	修正なし （記載済）	修正なし （記載済）
〇避難促進施設（第6 条） ・避難促進施設の指定	対象外	新規追加	修正なし （記載済）	対象外

避難促進施設 (※法第6条第1項第5号)

○「避難促進施設」による「避難確保計画」の作成

- 火山の噴火時に、噴火警報や避難指示等の情報を住民や登山者等に確実に伝え、円滑かつ迅速に避難するためには、不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設における利用者の安全を確保するための取組が重要。
- このため、活火山法では、市町村は当該取組を行う必要があると認められる施設を「**避難促進施設**」として指定し、指定された施設は「**避難確保計画**」を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて市町村長に報告することが義務付けられた。

避難促進施設 (※法第6条第1項第5号)

○「避難確保計画」に記載する内容

- 「**避難確保計画**」とは、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置を定めた計画であり、活火山法では、以下の事項の記載を義務付け。
 - － ①火山現象の発生時における**避難促進施設の防災体制**に関する事項
 - － 噴火の発生や、気象庁や地方公共団体から発表された情報に応じて、どの従業員がどのような防災活動を行うか等について定める。
 - － ②火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の**避難の誘導**に関する事項
 - － 施設を利用している者等に対する、噴火の発生等や、気象庁や地方公共団体から発表された情報の伝達について、また、避難場所や避難経路、避難誘導方法等について定める。

避難促進施設 (※法第6条第1項第5号)

○「避難確保計画」に記載する内容(つづき)

- － ③火山現象の発生時を想定した避難促進施設における**避難訓練**及び**防災教育**の実施に関する事項
 - － 従業員を対象とした火山防災に関する知識向上のための研修等や、従業員や利用者等を対象とした避難訓練の内容や実施時期等について定める。
- － ④**その他**、火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために**必要な措置**に関する事項
 - － 必要な資器材の配備(通信機器やヘルメット、食料等)に関することや、利用者等への火山防災に関する日頃の啓発、その他、各火山・各施設の状況に応じ必要な事項について定める。

避難促進施設 (※法第6条第1項第5号)

○「避難確保計画」作成に係る市町村の役割

- 市町村は、避難促進施設を市町村地域防災計画に位置付けるときは、あらかじめ、**火山防災協議会の意見を聴く**とともに、**当該施設の所有者等と十分に調整を行う必要がある。**
- また、市町村は、施設所有者等に、必要な助言や情報提供をするとともに、**「避難確保計画」の作成の支援**や、施設所有者等から報告を受けた際に取組が不十分な場合には助言・勧告を行うことで、**実効性の高い避難確保計画とする必要がある。**
- さらに、市町村は、火山現象に関する情報を、**適確に避難促進施設に伝達**する必要がある。

避難促進施設 (※法第6条第1項第5号)

○「避難確保計画」を作成すべき施設について

- 施設の所有者等が作成する「避難確保計画」は、市町村が火山地域全体の防災対応を実施する中で、**情報伝達や避難誘導を個別に実施する必要があると考えられる施設において作成する必要がある**。具体的には、次のような施設が想定される。

－ ①火口近くに位置する施設

- 突発的な噴火が発生した場合、市町村からの避難指示・勧告等の具体的な防災対応の指示が、噴火後、現場に届くまでにはしばらく時間がかかることから、各施設においては自らの判断で速やかに防災対応を開始する必要がある。突発的な噴火は、水蒸気噴火等の前兆現象が捉えにくい、比較的小規模な噴火であることが多く、このような噴火に伴う噴石の飛散で、過去にもたびたび人的被害が発生している。火口近くに位置する施設においては、このような場合を想定した「避難確保計画」を作成しておく必要がある。 9

避難促進施設 (※法第6条第1項第5号)

○「避難確保計画」を作成すべき施設について(つづき)

－ ②利用者が多い大規模な施設

- － マグマ噴火等の居住地域へ影響が及ぶ比較的大規模な噴火が発生した場合、居住地域に位置する施設のうち、特に利用者数が多い大規模な施設では、避難にあたり混乱が生じることの無いよう、施設内の利用者に対する情報伝達や円滑な避難誘導を行うことが必要となるため、このような場合を想定した「避難確保計画」を作成しておく必要がある。

避難促進施設(※法第6条第1項第5号)

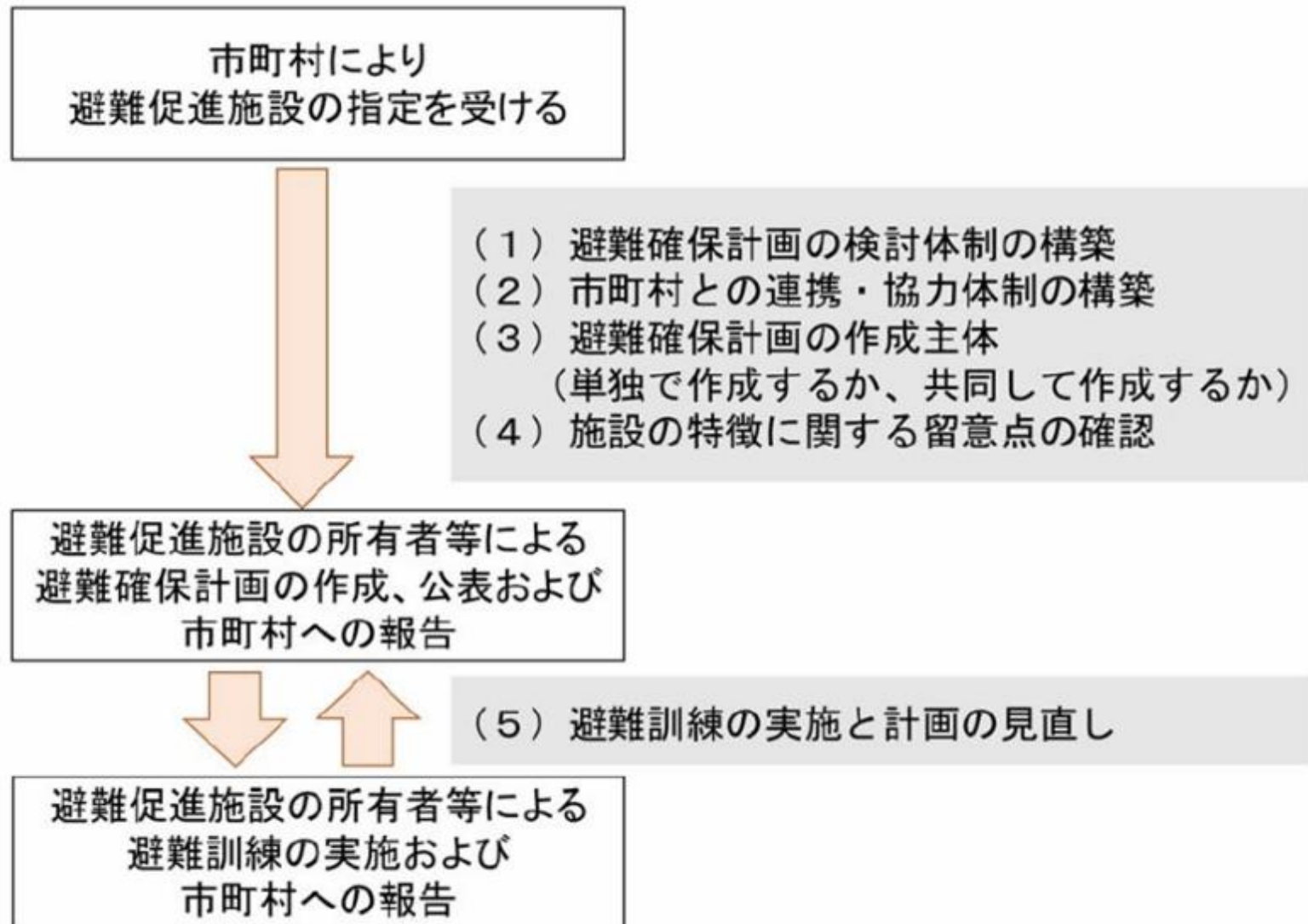


図 1 - 1 避難確保計画作成の流れ

避難促進施設(※法第6条第1項第5号)

(避難促進施設指定後)

- 各避難促進施設の避難確保計画は、具体的でありかつ市町村地域防災計画と整合のとれた計画である必要があることから、**市町村は**、施設所有者等から報告を受けた際には、その内容について**十分に検証し、必要に応じて助言・勧告**を行い、より実効性の高い避難確保計画とすることが重要である。
- また、発災時において、複数の避難促進施設が連携して防災対応を実施することが望ましい場合もあることから、必要に応じて、**複数の避難促進施設が連携して避難確保計画を策定することも検討**することが重要である。

避難促進施設(※法第6条第1項第5号)

(避難促進施設指定後)

- なお、施設所有者等は、突発的な火山現象が発生した場合は、周辺の住民や登山者等が**緊急的に施設内に流入**してくることも想定しておくことが重要である。
- 一方で、このような施設へ避難した住民や登山者等は、自らの責任で緊急的な避難行動をとっていることを十分に認識するとともに、自身はもちろんのこと、施設内の相対的な安全性が高められるよう、**施設所有者等や他の避難者等と協力**する必要がある。

避難促進施設(※法第6条第1項第5号)

(活火山法の記載内容)

- 法第6条第1項第5号

警戒地域内に次に掲げる施設(火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。)がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの
- ロ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの

避難促進施設(※法第6条第1項第5号)

(島原市地域防災計画に追加する内容)

✓ 新たに「第5小学校」と「中木場保育園」を避難促進施設に追加指定

区分	施設名	所在地	対象となる火山現象
学校	高野小学校	有明町大三東丁2133-1	火砕流(火砕サージ含む)
	三会小学校長貫分校	長貫町丙1902	火砕流(火砕サージ含む)
	第5小学校	大下町丙1049	火砕流(火砕サージ含む)
保育園	恵祥保育園	有明町大三東戊2106-4	火砕流(火砕サージ含む)
	三会保育園	油堀町丙652	火砕流(火砕サージ含む)・噴石
	中木場保育園	大下町丙1047	火砕流(火砕サージ含む)
福祉施設	グループホーム野の花	江里町乙2346-1	火砕流(火砕サージ含む)・噴石
	島原療護センター	礪石原町1201-91	火砕流(火砕サージ含む)・噴石・溶岩流
	松光学園	立野町1900-19	火砕流(火砕サージ含む)・噴石・溶岩流
	デイサービス楽楽	門内町丙622-1	火砕流(火砕サージ含む)・噴石
	デイサービスセンターしまばら	江里町乙2353-1	火砕流(火砕サージ含む)・噴石
不特定多数が利用する施設	平成新山ネイチャーセンター	南千本木町垂木台地	火砕流(火砕サージ含む)・噴石
	有明農林漁業体験実習施設(舞岳山荘)	有明町大三東5580-2	火砕流(火砕サージ含む)・噴石・溶岩流

避難促進施設 (※法第6条第1項第5号)

雲仙岳における避難促進施設の位置図

